

ショートステイ光の苑

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人セントラルが開設するショートステイ光の苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（介護予防）にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防短期入所生活介護の運営方針)

第3条 事業所の基本方針は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供し、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うものとする。

2 サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、当該計画の作成後、実施状況を把握し、モニタリングの結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイ光の苑
- 2 所在地 岩手県花巻市東和町土沢8区205番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業者内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1名以上

医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務 1名)

利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持するための機能訓練を行う。

(5) 介護職員 4名以上 (常勤換算 4名以上)

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名 (常勤兼務 1名)

利用者の栄養、身体的状況および嗜好を考慮し栄養管理を行う。

(7) 医師 1名 (非常勤 1名)

利用者の健康管理を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な従業員を置くものとする。

3 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従業者の配置によるものとする。

(利用定員、ユニット数およびユニットごとの利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は10人とし、ユニット数およびユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

(1) ユニット数 1

(2) ユニットごとの利用定員 1ユニットあたり 10人

2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入居定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に定められた負担割合に応じた額とする。

一 身体介護に関すること

1 給食サービス

- 2 入浴サービス
 - 3 衣類着脱の介護
 - 4 機能訓練に関する介護（日常動作訓練）
 - 5 排泄の介護
 - 6 栄養管理に関すること
 - 7 その他利用者に対する便宜の提供
 - 8 健康状態の確認
 - 9 洗濯サービス
- 二 送迎に関すること
- ワゴン車などによる送迎
- 三 相談、助言に関すること
- 1 生活指導（相談援助等）
 - 2 健康管理による相談、助言に関すること
 - 3 その他必要な相談、助言

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

一 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

二 施設は前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて以下に定める額の支払いを利用者から受けることができる。

- ・ 食事の提供に要する費用 朝食 415 円、昼食 515 円、夕食 515 円
ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。
- ・ 滞在に要する費用 1 日 2,066 円
ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。
- ・ 次条に規定する送迎費用 1 回あたり 184 円
- ・ 美容師による理容美容代 1 回あたり 実費
- ・ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ・ 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- ・ その他、必要な加算費用

上記に規定する短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、利用者の同意を得て記名押印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、岩手県全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにすること。
- 三 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、短期入所生活介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、毎年2回、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 安全対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して記録するものとする。

(身体拘束)

第14条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 施設は、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 定期研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人セントラルと事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。